

富秋中学校区施設一体型義務教育学校整備事業 デザインビルド事業者選定支援等業務委託公募型プロポーザル実施要領

1 実施目的

和泉市（以下「本市」という。）では、平成 29 年度より市内全ての中学校区において小中一貫教育を実施している。また、平成 29 年 4 月には、本市で初となる施設一体型義務教育学校「南松尾はつが野学園」が開校し、ソフト・ハードが一体となった小中一貫教育の効果が確認されている。

このたび、「和泉市富秋中学校区等まちづくり構想」に基づき、良好な教育環境を確保するため、富秋中学校区においても、同様の効果を期待し、池上小学校、幸小学校、富秋中学校を統合し、富秋中学校敷地内に施設一体型義務教育学校として開校することとした。

施設一体型義務教育学校整備にあたり、現富秋中学校敷地を活用し、学校の建設・開校をめざすこととし、建設の際には富秋中学校の生徒が通学しながらの工事並びに既存校舎の除却工事を予定している。

本事業は、デザインビルド事業者選定に向けた要求水準書作成及び選定支援等の業務を行うものであるが、その受注者は、本事業の理解度が高く、その趣旨に基づいた計画及び調査・分析ができ、かつ「和泉市富秋中学校区等まちづくり構想」を踏まえた特性等を把握し、その過程において、市民、議会及び本市の考え方に柔軟に対応できる豊富な実績、法務等幅広い専門的な知識、確かな技術力と発想力が必要である。

このことから、本要領に基づき、公募型プロポーザル方式により、富秋中学校区施設一体型義務教育学校整備事業デザインビルド事業者選定支援等業務の受注者を選定するものである。

2 業務概要

(1) 業務名

富秋中学校区施設一体型義務教育学校整備事業デザインビルド事業者選定支援等業務委託
(以下「本業務」という。)

(2) 業務内容

別紙「富秋中学校区施設一体型義務教育学校整備事業デザインビルド事業者選定支援等業務委託仕様書」(以下「仕様書」という。)のとおり。

(3) 履行期間

契約締結日から令和 5 年 9 月 29 日まで

ただし、仕様書 第 2 章 5 業務内容 (1) (2) 及び (4) については令和 4 年 11 月 30 日まで

(4) 提案限度額

31,600 千円 (消費税及び地方消費税含む)

令和 4 年度 21,100 千円

令和 5 年度 10,500 千円

(5) 支払い方法

委託料の支払いについては、各業務が完了した後に当該年度の予算の範囲内において支払う。

(6) その他

①本プロポーザルにおいて、一定の資本関係^{※1} 又は人的関係^{※2} のある複数の者の参加は認めないこととする。

※1 親会社と子会社の関係にある場合、又は親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合。

※2 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合、又は一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第 67 条第 1 項もしくは民事再生法第 64 条第 2 項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合。

②富秋中学校区施設一体型義務教育学校整備事業における設計・施工の発注形態について設計施工一括発注方式（デザインビルド方式）を予定している。

本業務の受注者（協力会社を含む。）は設計施工一括発注方式に参加することができない。また、本業務の受注者と建設業者との間に資本的関係[※]が認められる者は、設計施工一括発注方式に参加することができない。

※一方が他方に出資していること、もしくは、一方の会社の役員が他方の会社の役員を現に兼ねていること。

3 事業計画（予定）

令和 9 年 4 月開校。

令和 9 年 4 月開校を想定したスケジュールは以下のとおりであるが、具体的な事業スケジュールは、本業務で検討する。

- | | |
|---------------------------|--------------------------------|
| ① 令和 4・5 年度（2022・2023 年度） | 事業者選定 |
| ② 令和 5・6 年度（2023・2024 年度） | 基本設計・実施設計 普通教室棟改修・特別教室棟先行除却 |
| ③ 令和 7・8 年度（2025・2026 年度） | 新校舎等建設 |
| ④ 令和 9 年度（2027 年度） | 開校 既存校舎等除却・グラウンド等外構工事 |

4 参加資格要件

参加事業者は、参加表明書提出の時点において、下記の全ての要件を満たしていること。

- (1) 公的主体が発注する工事[※]のデザインビルド発注支援業務（基本設計から施工まで）、又は建築物の整備を伴う P F I 事業の発注支援業務を実施した実績（平成 19 年 4 月 1 日以降に発注され、既に完了あるいは令和 5 年 3 月 31 日完了見込み（全体計画の一部が完了でも可とする。）を対象とする。）があること。

※公的主体が発注する工事

- ・公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第2条第2項に定める公共工事
 - ・「医療法（昭和23年法律第205号）第31条に定める公的医療機関」、「国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に定める国立大学法人」及び「地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第68号第1項に定める公立大学法人」が発注する工事
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当するものでないこと。
 - (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続きの開始又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続きを開始していないものであること。
 - (4) 国税及び地方税を滞納している者でないこと。
 - (5) 令和2・3年度和泉市入札参加資格者一覧に建設コンサルタント業務で登録、又は令和4・5年度和泉市入札参加資格者一覧に建設コンサルタント業務の申請が受理されていること。ただし、登録されていない者にあつては、参加表明時に登録者と同等の資格があることを確認するための書類を合わせて提出し、資格審査を行った上で本プロポーザルに参加することができる。
 - (6) 参加表明書の提出日において、和泉市入札参加有資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止又は指名回避措置及び和泉市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札除外措置を受けていないこと。
 - (7) 参加表明者、役員又は従業員が過去から現在にかけて暴力団、暴力団員、暴力関係者、総会屋その他の反社会的勢力に対し、出資、貸付、資金提供等の便宜を図っておらず、自ら意図して交際し、維持・運営に協力若しくは関与していないこと。
 - (8) 管理技術者または建築（総合）主任技術者のどちらかは一級建築士の資格を有すること。
 - (9) 協力会社は、(2)～(4)、(6)、(7)の参加資格要件を満たすこと。
 - (10) 協力会社は、(1)～(8)までの参加資格要件に関わらず、本プロポーザルの申請者としての参加資格を有さない。

5 実施要領等の配布

- (1) 配布期間：令和4年4月15日（金）から令和4年4月26日（火）まで
- (2) 配布場所：和泉市ホームページからダウンロードしてください。

6 参加表明書の提出

- (1) 提出期限：令和4年4月15日（金）から令和4年4月26日（火）午後5時まで（必着）（土、日、祝日を除く）
- (2) 提出場所：和泉市教育委員会教育・こども部学校園管理室（市役所5階）

(3) 提出書類：

| No | 提出書類 | 備考 |
|----|---|---------------------|
| 1 | 参加表明書 | 様式第 1 号 |
| 2 | 【法人の場合】商業登記簿謄本（登記事項証明書） 【個人の場合】身分証明書 | ※ 3ヶ月以内に発行されたもの。写し可 |
| 3 | 国税の納税証明書 【法人の場合】納税証明書（その3の3） 【個人の場合】納税証明書（その3の2） | ※ 3ヶ月以内に発行されたもの。写し可 |
| 4 | 市税の納税証明書（直近2年間。本店、支店、営業所等が和泉市に存する場合に限る。） ※本店の本市における営業年数が申請日時点において2年以上であり、かつ本市の市税の納税義務を果たしていることが必要。 | ※ 3ヶ月以内に発行されたもの。写し可 |
| 5 | 印鑑証明書 | ※ 3ヶ月以内に発行されたもの。写し可 |
| 6 | 委任状 ※受任者を設ける場合に必要。 | 和泉市指定様式 |
| 7 | 業務実績調書 | 和泉市指定様式 |
| 8 | 暴力団排除に関する誓約書 | 和泉市指定様式 |

※令和2・3年度和泉市入札参加資格者一覧に建設コンサルタント業務で登録されている、又は令和4・5年度和泉市入札参加資格者一覧に建設コンサルタント業務の申請が受理されている場合は、No.2～5、8は不要。

(4) 提出方法：持参又は郵送（書留郵便とし、期日までに到着するよう発送すること）

※郵送の場合は、発送後必ず提出先まで電話連絡すること。

7 質疑書の提出

(1) 提出期限：令和4年4月15日（金）から令和4年5月10日（火）午後5時まで

(2) 提出書類：質疑書（様式第2号）

(3) 提出方法：電子メールのみとする。

(4) 回答方法：令和4年5月13日（金）に和泉市ホームページに掲載する。

※電話、窓口での質問、提出期限以降の質問、審査内容に関する質問は、一切受け付けない。

8 審査資料の提出

(1) 提出期限：令和4年5月23日（月）午後5時まで（必着）（土、日、祝日を除く）

(2) 提出場所：和泉市教育委員会教育・子ども部学校園管理室（市役所5階）

(3) 提出書類：

| No | 提出書類 | 様式等 | 作成要領 | 提出部数 |
|----|--------------------------|---|--|--------------|
| 1 | 審査資料提出書 | 様式第3号 | | 正本 各1部 |
| 2 | 会社概要書 | 様式第4-1号 | 代表会社についての概要 会社パンフレットを1部添付 | |
| 3 | 協力会社概要書 | 様式第4-2号 | 協力会社についての概要 会社パンフレットを1部添付 ※社外に業務の一部を再委託 又は協力を求める場合に必要 | |
| 4 | 業務実績調書 (評価対象) | 様式第5号 | 4 参加資格要件(1)の業 務実績を5件まで記載 | 正本 各1部 |
| 5 | 配置予定管理技術者調書 (評価対象) | 様式第6-1号 | 配置予定の管理技術者の保 有資格及び最大3件までの業 務実績を記載 | |
| 6 | 配置予定技術者調書 (評価対象) | 様式第6-2号 | 配置予定の技術者(建築、構 造、電気、機械)の保有資格を 記載 | |
| 7 | 業務実施体制及び業務実 施方針(評価対象) | 任意様式。ただ しA4版片面1 面 | 別紙「富秋中学校区施設一体 型義務教育学校整備事業デ ザインビルド事業者選定支援業 務委託公募型プロポーザル評 価要領」(以下、「評価要領」 という。)に基づき、作成 | 正本1部 副本8部 |
| 8 | テーマ別技術提案 (評価対象) | 任意様式。ただ しA4版片面1 面(各テーマ毎 に最大2枚ま で) | 評価要領に基づき、作成 | 正本1部 副本8部 |
| 9 | 価格提案書(評価対象) | 様式第7号 | | 正本 1部 |
| 10 | 添付資料 | 業務実績を証するものの写し※、保有資格を証す るものの写し、健康保険被保険者証等雇用関係 が確認できるものの写し ※発注者の証明書の写し、契約書の写し(実績 が確認できる仕様書及び図面含む)など実績が 確認できる資料を添付すること。 | | 正本 1部 |

(4) 提出方法：持参又は郵送（書留郵便とし、期日までに到着するよう発送すること）

※郵送の場合は、発送後必ず提出先まで電話連絡すること。

(5) 留意事項：

- ① 正本 1 部には、表紙と背表紙に事業者名、業務名を明記すること。
- ② 副本 8 部には、表紙と背表紙に業務名のみを明記し、会社名等（協力会社含む。）の提案事業者が特定できる事項は表示しないこと。
- ③ A4 版フラットファイルに綴じて提出すること。
- ④ 提案書一式の電子データを格納した CD-R 等を 1 枚提出すること。
- ⑤ 提案は、簡潔に記載すること。
- ⑥ 審査資料は「(3) 提出書類」の順に並べること。

9 テーマ別技術提案の内容

下記の各テーマについて別紙「評価要領」に基づき、簡潔明瞭に記載すること。

- (1) テーマ 1 「DB 事業者の選定方針について」
- (2) テーマ 2 「工程計画について」

10 選定方法

- (1) 委託事業者は、公募型プロポーザル方式により選定する。
- (2) 選定は、選定委員会により別紙「評価要領」に基づき提出書類、プレゼンテーション及びヒアリング等審査により行う。
- (3) 審査の評価点合計の最も高い参加事業者を優先交渉権者として選定する。併せて次点となったものを次点交渉権者として選定する。
- (4) 審査の価格評価を除く評価点合計が 6 割に満たない場合は、提案内容の如何に関わらず採用しない。

11 審査の実施

- (1) 実施内容：審査資料に基づくプレゼンテーション、ヒアリング審査を実施し、別紙「評価要領」に基づく審査を行い、最も評価点合計の高い者を優先交渉権者として選定する。併せて次点交渉権者を選定する。
- (2) 実施日時：令和 4 年 6 月 1 日（水） ※正式な日時については、別途通知する。
- (3) 実施場所：会場については、別途通知する。
- (4) 実施時間：プレゼンテーション（20 分）、ヒアリング（20 分）の計 40 分とする。
- (5) 出席者：出席者は最大 5 名までとし、管理技術者は出席するものとする。
- (6) 留意事項：
 - ① プレゼンテーションは、審査資料に基づいて行うものとし、別紙「評価要領」との対応が理解できるようにすること。なお、審査資料をスクリーンに投影することができるが、内容の編集や別途作成す

ることは認めない。

- ② スクリーンは市で用意するが、パソコン、プロジェクター等の機材は参加事業者で用意すること。
- ③ プレゼンテーション時の審査資料は、事業者名（協力会社含む。）が特定できないよう作成すること。
- ④ 実施中における他の参加事業者の情報は一切提供しない。
- ⑤ ヒアリング審査を欠席した場合は、失格とする。
- ⑥ ヒアリング審査での質疑応答の内容は、協議対象となる。

12 評価項目及び評価基準

別紙「評価要領」のとおりとする。

13 スケジュール

| No | 項目 | 日程 |
|----|---------------------------|----------------------------------|
| 1 | 実施要領等の公表 | 令和4年4月15日（金）から |
| 2 | 参加表明書の提出 | 令和4年4月15日（金）から 令和4年4月26日（火）まで |
| 3 | 質疑書の提出 | 令和4年4月15日（金）から 令和4年5月10日（火）まで |
| 4 | 質疑書に対する回答 | 令和4年5月13日（金） |
| 5 | 審査資料の提出 | 令和4年5月23日（月）午後5時まで |
| 6 | 審査 （プレゼンテーション・ヒアリング審査） | 令和4年6月1日（水）予定 |
| 7 | 審査結果の通知・公表 | 令和4年6月2日（木）予定 |
| 8 | 契約締結 | 令和4年6月中旬 |

14 失格事項

次の事項のいずれかに該当する場合は、失格となる。

- (1) 提出期日までに提出書類が提出されない場合。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をしたことが判明した場合。
- (3) 実施要領に違反した場合。
- (4) 実施要領に定める方法以外で市職員、選定委員等に対して本案件について接触を図り、接触した事実が認められた場合。
- (5) 参加表明書の提出日以降、参加資格要件を欠く事由が発生した場合。

- (6) 価格提案書の金額が、提案限度額を超過した場合。
- (7) その他公平な競争の妨げになる行為・事実があったと市が判断した場合。

15 提案事業者が 1 者の場合の取り扱い

提案事業者が 1 者のみの場合であっても審査を実施し、価格評価を除く評価点合計が 6 割以上の場合、優先交渉権者として選定の上、本業務契約締結に向けた交渉を行う。

16 審査結果

(1) 審査結果の通知

審査後、概ね 1 週間以内に審査の参加事業者に対し郵送で通知する。

なお、選定されなかった事業者は、通知日の翌日から起算して 7 日（休日は含まない。）以内に、書面を持参又は郵送により、選定されなかった理由について説明を求めることができる。回答は書面により行うものとする。

(2) 結果公表の時期及び内容

本業務に係る審査結果等の情報については、契約交渉の相手方が決定した後、次の内容を市ホームページにおいて公表する。

- ① 優先交渉権者の審査評価点
- ② 全提案事業者の名称（申込順）
- ③ 全提案事業者の審査評価点（得点順。内容は①に同じ）
- ④ 優先交渉権者の選定理由（講評ポイント）

※②と③については、対応関係を明らかにしないこととし、応募者が 2 者の場合は、①と②を公表し、③は公表しない。

17 契約締結

- (1) 優先交渉権者となった提案事業者は、速やかに本市と随意契約の締結に向けた交渉を行う。
- (2) 優先交渉権者との交渉が不調となった場合は、次点交渉権者と契約締結に向けた交渉を行う。
- (3) 優先交渉権者（優先交渉権者との交渉が不調となった場合の次点交渉権者を含む。）との契約交渉が成立した場合は、当該事業者を契約の相手方として決定し、契約締結を行う。
- (4) 契約保証金は和泉市財務規則に基づくものとする。

18 留意事項

- (1) 本プロポーザルに係る一切の費用は参加事業者の負担とする。
- (2) 提出された書類等は返却しない。
- (3) 提出された書類については、差し替え、修正、加筆等は認めない。ただし、本市から要請された事項についてはこの限りでない。
- (4) 提出された資料は、必要な範囲において複製することがある。

- (5) 参加表明書の提出後に辞退する場合は、参加辞退届（様式第8号）を提出すること。
- (6) 提出書類については、和泉市情報公開条例（平成10年和泉市条例第32号）の規定に基づく情報公開請求があった場合には公開する。なお、提案事業者の競争上の地位、利益を害すると認められる情報については、非公開となる場合がある。その際は、該当すると考えられる部分について予め文書により申し出ること。

19 配布資料

- ① 富秋中学校区施設一体型義務教育学校基本計画
- ② 富秋中学校区施設一体型義務教育学校整備事業デザインビルド事業者選定支援等業務委託公募型プロポーザル実施要領
- ③ 富秋中学校区施設一体型義務教育学校整備事業デザインビルド事業者選定支援等業務委託仕様書
- ④ 富秋中学校区施設一体型義務教育学校整備事業デザインビルド事業者選定支援等業務委託公募型プロポーザル評価要領

20 問合せ先

和泉市教育委員会教育・子ども部学校園管理室（担当：蓮池、正心）

〒594-8501 大阪府和泉市府中町二丁目7番5号（5階）

TEL：0725-41-1551（内線1538）

0725-99-8158（直通）

FAX：0725-43-5220

E-mail：kyo-shisetsu@city.osaka-izumi.lg.jp

* 受付時間：土、日、祝日を除く午前9時から午後5時まで